

休眠預金等の定義

1. 「休眠預金等」とは

最終異動日等から10年を経過した下記「(1) 休眠預金等に該当する預金等」をいいます。

(1) 休眠預金等に該当する預金等

- ・当座預金
- ・普通預金（決済用普通預金、ネット専用普通預金、アプリ開設型を含む）
- ・納税準備預金
- ・貯蓄預金
- ・通知預金
- ・自動継続期日指定定期預金
- ・自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期預金）
- ・自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期預金）
- ・自由金利型定期預金（大口定期預金）
- ・自動継続自由金利型定期預金（大口定期預金）
- ・変動金利定期預金
- ・自動継続変動金利定期預金
- ・定額複利型定期預金
- ・積立式定期預金
- ・定期積金

(2) 休眠預金等に該当しない預金等

- ・外貨預金
- ・財形貯蓄
- ・「(1) 休眠預金等に該当する預金等」のうち、非課税貯蓄制度（マル優）を利用している預金

2. 「最終異動日等」とは

下記『3. 「異動」とは』に掲げる異動が最後にあった日等、休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日をいいます。

3. 「異動」とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

なお、総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、以下の事由の全部または一部が生じたときです。

(1) 法定の異動事由

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）
- ③ お客さまから、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象

となっている場合に限ります。)

(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(b) お客さまが公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受取る住所地

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた事由

預金等の種類	認可を受けた異動事由
<ul style="list-style-type: none">・普通預金・決済用普通預金・貯蓄預金	<ul style="list-style-type: none">・預金者等の申出による通帳の記帳・発行・繰越・当金庫内 ATM からの残高照会・預金者等の申出による契約内容の変更<ul style="list-style-type: none">a. キャッシュカードの発行・再発行・回収b. 自動機取扱範囲の変更c. 自動機暗証番号変更および限度額変更
<ul style="list-style-type: none">・納税準備預金・通知預金・自由金利型定期預金 (M 型) (スーパー定期預金)・自動継続期日指定定期預金・自由金利型定期預金 (大口定期預金)・自動継続自由金利型定期預金 (M 型) (スーパー定期預金)・自動継続自由金利型定期預金 (大口定期預金)・変動金利定期預金・自動継続変動金利定期預金・定額複利型定期預金・積立式定期預金・定期積金	<ul style="list-style-type: none">・預金者等の申出による通帳証書の記帳・発行・繰越
<ul style="list-style-type: none">・当座預金・ネット専用普通預金・普通預金 (アプリ開設型)	<ul style="list-style-type: none">・当金庫内 ATM からの残高照会・預金者等の申出による契約内容の変更<ul style="list-style-type: none">a. キャッシュカードの発行・再発行・回収b. 自動機取扱範囲の変更c. 自動機暗証番号変更および限度額変更